平成２４年（フ）第７３号
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷444番地10
債務者　小針　雅勝
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６５号
北海道帯広市西23条南１丁目36番地　アイハラマンション１－Ｄ号室、申立時の住所北海道紋別郡興部町字興部205番地
債務者　大坂　隆臣
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿32番地75
債務者　金光　豊円
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
岐阜市柳ヶ瀬通７丁目３番地
債務者　児島　光廣
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４２２号
福岡市博多区吉塚２丁目21番８－105号
債務者　舩村　康雄
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４５号
福岡県朝倉市三奈木1356番地３
債務者　杉本　光子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３号
大分県日田市田島本町５番30の17号
債務者　出野　久子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２５号
大分県玖珠郡玖珠町大字古後1174番地の１
債務者　柳井田つるよ
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２５８号
茨城県水戸市石川３丁目4176番地の４　東赤塚レジデンスビル401号
債務者　加々美利一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
茨城県小美玉市川戸1449番地269
債務者　根田　文夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７８号
茨城県水戸市備前町７番２棟101号　県営釜神町アパート
債務者　根本　京子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
茨城県久慈郡大子町大字町付1603番地
債務者　綿引さおり
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２９１号
茨城県水戸市曙町１番16号
債務者　藤山カンナ
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７８１号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目25番地１　ラポール桜が丘101号
債務者　鈴木　春枝
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８２号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目25番地１　ラポール桜が丘101号
債務者　鈴木　信夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８６号
京都府長岡京市竹の台３番地　Ｃ３－302　竹の台団地
債務者　沖田真由美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２１号
京都市北区衣笠総門町19番地10
債務者　山下　百子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係